

下水道使用料徴収事務委託協定書

能勢町（以下「甲」という。）と大阪広域水道企業団（以下「乙」という。）は、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料（以下「下水道使用料」という。）の徴収事務の委託について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、別記1の下水道使用料徴収事務委託仕様書により下水道使用料の徴収事務（下水道使用料の額決定、減免、督促、滞納処分等の事務を除く。以下「本件事務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この協定による委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙からの申入れがないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（委託料）

第3条 委託料は、別記2の下水道使用料徴収事務委託料の算定方法により算出するものとする。

2 乙は、甲に前項の委託料（以下「委託料」という。）の2分の1に相当する金額を令和6年9月に、残りの金額を令和7年3月に請求するものとする。

3 甲は、請求を受けた日の属する月の翌月20日までに委託料の支払をするものとする。

（第三者への委託）

第4条 乙は、この協定に基づき甲から受託した事務の一部を、乙の責任において第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ書面をもって甲に申請し、甲の書面による承諾を得なければならない。

（システムの改修等）

第5条 甲の都合により、乙の水道料金システムの改修等が必要となつたときは、その経費については甲の負担とする。

（守秘義務）

第6条 乙は、本件事務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（疑義等）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた

事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月29日

甲 能勢町
能勢町長

上 森 一



乙 大阪広域水道企業団
大阪広域水道企業団企業長 永 藤 英

